

### 第3回 健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進に関する研究会

(ヘルスケア IT 研究会)

(議事要旨)

日時：平成30年4月12日（木）10：00～12：00

場所：経済産業省別館11階1111各省共用会議室

出席委員（50音順、敬称略）：石川委員、大山委員、鹿妻委員、金本委員、永井委員、  
山本委員、奥野専門委員、田中専門委員、堤専門委員、  
高見オブザーバー、光城オブザーバー

関係省庁：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房 健康・医療戦略室、  
個人情報保護委員会事務局、総務省、厚生労働省

#### 議事

##### 1. 開会

西川ヘルスケア産業課長より、資料1に基づき議事を確認し、資料2に基づき出席者紹介

##### 2. 海外事例の紹介（中国・欧州）

事務局より、資料3-1及び資料3-2に基づき、中国及び欧州のデジタルヘルスケアの事例を紹介

##### 3. 専門委員からのプレゼンテーション

- 奥野専門委員より、資料4-1に基づき、ライフインテリジェンスコンソーシアム(LINC)の取組みについて説明
- 堤専門委員より、資料4-2に基づき、(株)フィリップス・ジャパンの取組みについて説明
- 田中専門委員より、資料4-3に基づき、日本生命保険相互会社の取組みについて説明

##### 4. これまでの議論を受けた今後の施策の方向性（案）について

事務局より、資料5に基づき、これまでの議論を受けた今後の施策の方向性(案)について説明

##### 5. 意見交換

- 永井委員より、資料6に基づき、IoBMT (Integration of BioMedical everyThing) のコンセプトについて説明
- 規範等を遵守している事業者の見える化の手法を考える際に、誰にとって安心できる事業者なのかを意識することが重要。医療機関や国民にとって安心であることが重要なのであって、単なるサイバーセキュリティの技術的な問題だけではない。
- 民間事業者が遵守すべき規範には、政府の定める規範だけでなく、業界の自主基準や国際社会で合意された規範等も含み得る点に留意が必要。
- 事業者の立場からも、規制やガイドラインが複数存在して分かりづらい部分がある。
- 規範等を遵守している事業者の見える化の手法検討にあたっては、既存の認証制度との整理が必要。
- セキュリティ教育等に関して、情報を扱う者が医師・看護師のような有資格者ばかりではない中、どのように現場レベルまで行き渡らせるのが課題。
- 学会の保有するデータは貴重だが、現状のままでは2次利用は難しいのではないか。

以上

問合せ先： 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

03-3501-1790